

学校法人ガバナンス改革に関する主な論点に対する私学団体からの意見（概要全体版）

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
0. 総論						
0-1. 自立的な運営改善能力						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会・監事・評議員会の現在の役割を前提として、自立的な運営改善能力を高めるべき。 予測困難な時代にはゴールや手段が固定されているガバナンスは妥当ではなく、各学校法人のガイドラインやガバナンス・コード等によるソフトウェアによって実現されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは現行私学法に定めるガバナンス機能の検証が必要。 ガバナンス体制の強化は、法規制によらず、ガバナンス・コードの策定・公表を通じて自律的かつ自主的な改善努力を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁の介入に頼ることなく、自立的な運営改善能力を高めることは極めて重要。 「法人内部の諸機関による監視・監督体制」の整備・強化も重要であるが、相互けん制が効き過ぎることにより、機動的な意思決定が阻害されないような配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立的な運営改善能力を高めることは重要であるが、現行法で十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立的な運営改善能力を高めることは重要であるが、現行法で十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。幼稚園のほとんどは小規模な法人であり、家族経営的である施設が多い実態に配慮が必要。 学校法人以外の設置者に対する学校法人化の支援や、所轄庁による非常時の監督の明確化も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁による介入は、私立学校の自主性との関係で最小限とすべき。 学校法人内部による監視・監督体制が機能するよう、各機関の役割の明確化や相互に監視・監督し得る体制の整備が重要。
0-2. 評議員会の合理的な監督権限						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会、評議員会の現在の役割を基本としつつも、相互に牽制・監督し合う仕組みは必要。理事相互の監督機能や監事による監査機能が健全に発揮されない場合には評議員会の合理的な監督権限の段階的な行使を可能とすることが妥当。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行法では評議員会が役員に対する意見陳述権や報告請求権があり、その仕組みで十分。理事会と評議員会の相互牽制・監視機能を十分に発揮すべき。 監事が評議員・評議員会の業務執行監査も併せて行うように法的手当が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 「合理的な監督権限」や「段階的」の内容が明確ではないため賛否の判断は困難だが、「主な論点」で今回示された考え方は現実的。 理事会や監事において監視・監督の機能が健全に発揮できるように制度にすべきであり、評議員会に監督権限を与える場合には監事と共同で行ってできるシステムにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会を意思決定・執行機関、評議員会を諮問機関とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が平時においては理事会監督機能は無く、非常時限定の監督機能であることを法令上明確にすることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。監事が機能せず不正が放置される非常時には評議員会が自浄能力を発揮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会を最高意思決定機関とし、評議員会を諮問機関とすることが前提。評議員会による理事会への監督権限については、監事によるチェック機能も活用しながら、評議員会の段階的な権限行使も検討することが必要。
1. 理事・理事会						
1-1. 理事長の選定・解職についての理事会の権限の法定化						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会で行われるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めるところとなっている現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会の権限とすることに異論は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校法人が主体的に寄附行為で定め、それぞれの取り組みを可能とすることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の選解任権を評議員会の権限とするよりは良いが、現行制度から変更する理由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な方法については寄附行為で定めることとするのであれば、理事会の権限とすることは問題無い。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
1-2. 評議員会の意見聴取事項など理事への委任禁止事項の法定化						
<ul style="list-style-type: none"> 各法人の寄附行為において明文化すべき。 内部統制システムの整備については法令ではなく、ガバナンスコード等のソフトローに基づいて各法人が継続的に点検し、その結果を公表すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めるところとなっている現行が適切。寄附行為で明文化することが原則とし、詳細はガバナンス・コードで規定して結果を公表することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場合のみ寄附行為に記載することによい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校法人が主体的に寄附行為で定め、それぞれの取り組みを可能とすることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会専属の事務局が必要であり、施設費・人件費が工面できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。文科省から示している寄附行為作成例においてもすでにそのように示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の意見聴取事項などは法人運営において重要な事項であり、理事会で決定すべき事項であるため、理事への委任を禁止しても問題無い。
1-3. 理事の選解任に関する選任機関の責務の明確化						
<ul style="list-style-type: none"> 理事の選解任機関は寄附行為で定められるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めにより選任機関を明確化することが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正の必要性は感じないが、理事の兼職が禁止された場合には、選任機関に理事会を参画させることが必要。 理事の解任は現行で問題無いが、評議員会選出理事に解任権を限定することもあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校法人が主体的に寄附行為で定め、それぞれの取り組みを可能とすることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会を理事の選任機関とするのであれば、候補者探しや事務作業が必要となるが、そのための事務局組織を設けることは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの設立経緯から形成された選任方法が維持されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 機動的な運営の観点から、理事の選任方法についてはある程度各学校法人に委ねられるべき。 新たな機関の設置を求める場合は小規模法人における負担を懸念。
1-4. 理事の解任事由や解任の請求権等						
<ul style="list-style-type: none"> 解任の可否は法令違反や著しい職務義務違反の有無で判断されるべき。 理事の解任はまずは理事会において検討されるべきであるが、評議員会からの解任請求を可能とし、解任の検討に際しても監事による意見陳述の機会が設定されることが望ましい。 理事の法令違反等があり、解任請求後一定期間内に選任機関による解任がなされない場合は、評議員会による解任ができるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めにより解任事由を定めることが適切。理事会で解任されない場合には監事がその職責を果たすべき。理事会・監事の機能が発揮されない場合に限り、評議員会が選任機関に解任を請求することに異論はない。 解任事由は法令や寄附行為違反等とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会に理事解任の権限を与えることは反対だが、理事会に対して解任動議を行うことは必要。 選任機関の場合は理事会への解任請求権を与えることは必要だが、議決による理事解任権を行使できるのは評議員会選出理事のみに限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反等の解任事由がない場合など、むやみに解任や解任請求がなされないようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時に限定することが必要。評議員会が役員の解任を請求することもあり得るが、解任事由は法令違反や寄附行為で定めるものとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の解任事由は、園児募集などの短期的な数値で判断されるべきではなく、法令違反や職務義務違反について客観的に判断すべき。 非常時には監事の報告も踏まえ、評議員会が解任事由の客観的な判断によって自浄作用を発揮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 解任事由は明確な法令違反や職務義務違反等があった場合に限定されるべき。 解任事由が認められる場合は、業務執行を監査する立場の監事に解任の勧告権や意見陳述権を与えることが適切。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
1 - 6. 評議員理事の扱い						
<ul style="list-style-type: none"> 理事会と評議員会の現行の役割を前提として、相互牽制機能強化の観点から兼職は不可とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の私学法で定められており、解消する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。兼職を解消した場合、一部理事の意見に偏った機関となることを懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会における相互監視に重要な役割を果たしているため、現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員から理事を選出する現行制度は、理事会と評議員会の信頼関係を構築する観点から合理的。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員と理事の兼任は解消すべき。ただし、小規模な法人にとって新たな評議員を確保する過度な負担が生じないよう評議員の定数などについて配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の監督権限の強化の観点からは兼職を解消すべきであるが、評議員と理事が兼職することで評議員会における議論の充実につながっていることにも留意すべき。
2. 評議員・評議員会						
2 - 1. 理事の選解任等についての評議員会の決議事項化						
<ul style="list-style-type: none"> 理事の選解任、選任機関への理事の解職請求、及び寄附行為に定める事項を評議員会の決議事項にすることは賛成。 監事・会計監査人の選解任は評議員会が決定することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が諮問機関であることを前提に、諮問事項として役員を選解任事項を付加することで十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 決議事項とした場合、評議員が善管注意義務と損害賠償責任を負うこととなるが、理事を兼任しない評議員にその責任を果たすことができるか、また、適任者を確保できるか疑問。 評議員会に独立性を持たせるなど段階的な方策を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 私立中学校・高等学校は地域の評価の上に成り立っている。評議員会の決議や承認等の義務づけは屋上屋であり、必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の選解任権を評議員会に与えることは反対。非常時における理事の解任請求権に限定するのであれば許容。 監事・会計検査人の選解任についての評議員会の権能は承認権とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。意見聴取事項は一律に議決事項とせず、引き続き寄附行為に委ねるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会は諮問機関であり、対象を限定した監督権能以外は寄附行為に定める諮問事項に対する意見具申にすべき。特に、小規模法人では評議員会に権限をもたせても実行性があるか懸念。
2 - 2. 大臣所轄学校法人等の評議員会における追加的な決議事項化						
<ul style="list-style-type: none"> 方向性は賛成するものの、中期計画は意思決定のスピードが重要なため対象とすべきではない。 平成16年の私学法改正の施行通知で示された趣旨を踏まえ、決議・承認の対象ではなく、同意を要する対象とすることが適切。 理事会と評議員会で結論が異なった際には、再度理事会で審議して決定できる仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会が諮問機関であることを前提に、各法人が必要に応じて判断することが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人の中で区別する場合、その理由を明確にすることが必要。 重要事項を特例とする必要はなく、全ての学校法人は同じ法的義務と責任を負うべき。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態における限定的な評議員会の権限とすべきであり、承認にとどめるべき。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 2 - 1と同様。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
2-5. 監事への請求権						
・賛成。	・評議員会は諮問機関であり、そのような権限は必要ないが、評議員が理事の違法行為等を発見した場合は、評議員会と監事の連携において、監事に権限行使を請求できることとすることに異論はない。	・差し支えないが、過度な請求権の発動により法人運営が阻害されないように配慮することが必要。	・法令違反等の解任事由がない場合など、むやみに解任や解任請求がなされないようにすべき。	・非常事態に限定すべき。	・賛成。監事と連携せず、評議員会が一義的に監事の権限を代行するのは行き過ぎ。	・先般の私学法改正で強化された監事の監督権限の検証を前提とすべきであり、評議員会の請求権を議論することは現時点で不要。
2-8. 職員と評議員の兼職等の評議員就任の人数上限						
・職員と評議員の兼職は一定の上限設定が必要だが、寄附行為によって定めるべき。役員 の近親者等の評議員の就任は不可とすべき。 ・役員 の近親者等の評議員の就任は不可とすべき。	・現行が適切。透明性の確保の観点から、評議員の構成等をガバナンス・コード等で明記することが適切。	・職員と評議員の兼職は必要だが、人数の上限を設定することは検討の余地あり。役員 の近親者等の評議員就任数は上限を加えてもよいが、寄附行為で定めることにすべき。 ・役員 の近親者等の評議員就任数は上限を加えてもよいが、寄附行為で定めることにすべき。	・各学校法人がそれぞれの実情に応じて定めるべきであり、現行が適切。 ・現行法では利害関係がある事案について評議員は議決に加わることはできないため、理事の2倍を超える評議員数を求める必要はない。	・現行が適切。	・職員との兼職や役員 の近親者の就任は認めつつ、上限を設けることが適切。ただし、実態を踏まえた上限割合の設定に配慮すべき。	・職員と評議員の兼職は健全な法人運営に資する意義があるが、第三者性や中立性を強めるのであれば、人数上限を設定することも許容。
3. 監事						
3-1. 監事の選解任						
・評議員会が決定することが適切。	・評議員会が諮問機関であることを前提に、諮問事項として役員 の選解任事項を付加することで十分。 ・寄附行為の定めにより選解任方法を定めることが適切。	・評議員会が監事の選解任を行ったとしても、監事 の独立性を保つことは困難。監事が独立した意思決定ができる環境整備を検討すべき。 ・評議員会が監事の選解任を行う場合には、評議員会 の法的責任を明確にした上で、理事会又は理事長の同意を得ることが必要。	・監事に対する監督・けん制機能が必要。	・理事長の同意のない監事は不適切であり、現行制度が適切。 ・理事長が発議し、評議員会 の承認を得る程度であれば許容。	・賛成。小規模法人では、監事は理事長の相談役も兼ねており、いたずらに理事長との対立関係を持ち込まないような配慮が必要。	・理事の職務を監督する立場の監事が理事長から選任されることは望ましくないが、評議員会において適切な人物を選任できるか疑問。監事 の法令違反・明らかな職務義務違反があった際に評議員会に解任勧告権を認めるのが現実的。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
3-4. 任期						
<ul style="list-style-type: none"> 多くの大学で理事の任期が8～9年であるため、監事の任期は8年を上限とすべき。 理事、監事、評議員の選任のタイミングをずらすこともけん制機能の強化の観点から適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の任期と同等以上とし、寄附行為で定めることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の任期と同等以上とすることに異論はないが、法律に明記せず、寄附行為で定めることが適切。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 4年を上限に寄附行為で定め、理事音任期と同等以上とする原案でよい。再任は可能とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 4年を上限に寄附行為で定め、理事音任期と同等以上とする原案でよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 任期を定める場合は監事の任期は理事と同等とすべきであるが、再任も含めてガイドラインやガバナンス・コードで示すことで十分。
3-5. 評議員会による監事への差止等請求権						
<ul style="list-style-type: none"> 賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会は諮問機関であり、そのような権限は必要ないが、評議員が理事の違法行為等を発見した場合は、評議員会と監事の連携において、監事に権限行使を請求できることとすることに異論はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会による監事への差止等請求権を認めても問題無いが、過度な請求権の発動により法人運営が阻害されないような配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 監事の役割の強化は、責任や業務量を増加させるため、適任者の確保が困難な現状をさらに悪化。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会による監事への差止等請求権を認めても問題無いが、非常事態に限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の請求権を議論する前に、これまでの私学法改正により強化された監事の監督権限の検証をすべき。
3-6. 大臣所轄学校法人等への常任監事設置						
<ul style="list-style-type: none"> 法令により義務づけるべきでなく、各学校法人に委ねられるべき。給与面の負担のほか、雇用主と使用者の関係となり、監督機能へのデメリットも懸念。 ガバナンス・コード等のソフトローにより、各学校法人が継続的に監事機能の実質化を点検し、その結果を公表することが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは大規模法人の定義の検討が必要であり、その上で、「常任監事を置くことができる」との規定の検討が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤監事の必置により監事の独立性が完全に図られることは考え難い。各学校法人の実情に合わせて寄附行為に定めることが適切。 対象となる「大規模」法人の定義を明確にするとともに、大規模の知事所轄学校法人も対象にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校法人以下は、規模や地域性にかんがみ、義務づけから除外すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「特に大規模な大臣所轄学校法人」に限定すべき。 	—	—

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
4. 会計監査人						
4-1. 大臣所轄学校法人等への会計監査人の設置						
<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の一環として会計監査人による監査は義務づけられるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 私学助成法により、年間補助金1千万円以上の法人は公認会計士監査が義務づけられているため、新たな義務は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模や所轄庁の違いにかかわらず会計監査人の義務づけは望ましいが、小規模法人の財政事情を考慮すべき。基本金の規模に応じた義務づけはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 監事による財務監査や、公認会計士等による監査、所轄庁によるチェックを受けているため、会計監査人の設置は不要。 現行の私学法では、会計監査人による監査が行われる場合も監事による監査が必要とされているため、学校法人や監事の負担軽減を含めて学校法人会計基準のあり方の整理が必要。 高校法人以下は、規模や地域性にかんがみ、義務づけから除外すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切であるが、導入する場合は大規模法人に限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模法人には過重な負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 私学助成法による助成を受けている大臣所轄学校法人等に限定されるべき。
4-2. 会計監査人の選解任						
<ul style="list-style-type: none"> 評議員が決定することが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人の設置の義務づけは不要。 私学法に規定する場合は学校法人会計基準の見直しと私学助成法との関係を精査することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の意見聴取は行うべきであるが、理事会で選任し、理事長が委嘱することが適切。 評議員会が選解任を行う場合は、評議員会の法的責任を明確にした上で、理事会又は理事長の同意を得ることが必要。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 理事会が選解任を行うことが適切。 評議員会を関与させる場合は、理事会が発議し、評議員会が承認する仕組みとすることが最低限必要。 	—	—

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
5. 内部統制システムの整備（5-1. 大臣所轄学校法人等への内部統制システムの義務づけ）						
・ガバナンス・コード等のソフトローにより、各学校法人が継続的に監事機能の実質化を点検し、その結果を公表することが適切。	・法律による義務づけは不要。役職員へのコンプライアンス研修や内部通報システムの整備等をガバナンス・コードに明記することを通じて不祥事防止を図ることが適切。	・内部統制システムの整備は望ましいが、まずは整備の在り方を検討すべき。	・高校法人以下は、規模や地域性にかんがみ、義務づけから除外すべき。	・現行でも内部統制システムを整備している大臣所轄学校法人等が多いと思われるが、私立大学団体の意向を尊重すべき。	・小規模法人には過重な負担。	・ —
6. 事業活動実態に関する情報開示（6-1. 大臣所轄学校法人等における情報開示）						
・ガバナンス・コード等のソフトローにより、各学校法人が継続的に監事機能の実質化を点検し、その結果を公表することが適切。	・開示はインターネットによるほか、ガバナンス・コード等に明記することで対応すべき。	・現行で問題無いが、本来は全ての学校法人にインターネットによる公表を義務づけるべき。	・高校法人以下は、規模や地域性にかんがみ、義務づけから除外すべき。	・現行が適切。	・小規模法人の財務状況の開示は風評被害が懸念されるため、慎重に対応すべき。	・知事所轄学校法人においても財務情報や事業報告書等の情報公開を進めていくべき。現状でも修学支援新制度等により専門学校も多くは情報公開が進んでいる。

日本私立大学連盟	日本私立大学協会	日本私立短期大学協会	日本私立中学高等学校連合会	日本私立小学校連合会	全日本私立幼稚園連合会	全国専修学校各種学校総連合会
7. その他						
7 (1) 子法人の在り方 (7-1. 設立や出資に係る手続き等)						
<ul style="list-style-type: none"> 「子法人の設立・出資に係る手続」は理事長等の専横を防止するためにも理事会、評議員会、監事の間で共有されるべき。 「情報開示のあり方」は、大臣所轄学校法人では学校法人のウェブサイトリンクを張る等の手段で子法人の財務情報を公表することが適切。 監事・会計監査人による子法人の調査は、学校法人の監事と子法人の監査役、監査委員会、監査等委員会との連携により、学校法人の監事が子法人の実情を把握することが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 子法人の定義を検討の上、子会社への直接監査ではなく、子会社と連携して監事・公認会計士の調査対象とすることが適切。 子法人の設立趣旨や利益相反の取扱い等をガバナンス・コードに明記することでも対応可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象とすることに異論はないが、子法人の定義を明確にした上で検討が必要。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。設定する場合は、子法人の運営や活用について不祥事を起こした学校法人に限定して、事後的に所轄庁に報告制度を設けることが適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模法人では例が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示を進めるとともに、その正確性のチェック機能の構築が必要。
7 (2) 過料・刑事罰の在り方 (7-2. 議事録作成義務違反等への過料)						
<ul style="list-style-type: none"> 必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 私学法第47条第1項及び第2項、第66条で措置済みであり、不要。過料20万円以下の上限引き上げで対応することは適切。 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス強化の観点から、一定の過料について検討を行うことは必要。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 現行の補助金削減による対応で十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成。ただし、制度周知の機会や期間を確保すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終的な手段としてはあり得るが、このような事案が発生しない仕組みづくり等が重要。
7 (2) 過料・刑事罰の在り方 (7-3. 役員による特別背任等の刑事罰)						
<ul style="list-style-type: none"> 必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 私学法において役員の善管注意義務・忠実義務が責務として規定されており、善管注意義務違反として立件できるため新設は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス強化の観点から、一定の過料について検討を行うことは必要。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 現行の補助金削減による対応で十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校法や私立学校行政において一般的に性悪説に立つのは反対だが、公共性を著しく逸脱した者にまで性善説を維持する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設けることに異議はない。
7 (3) 「寄附行為」の名称 (7-4. 「寄附行為」の名称)						
<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行が適切。